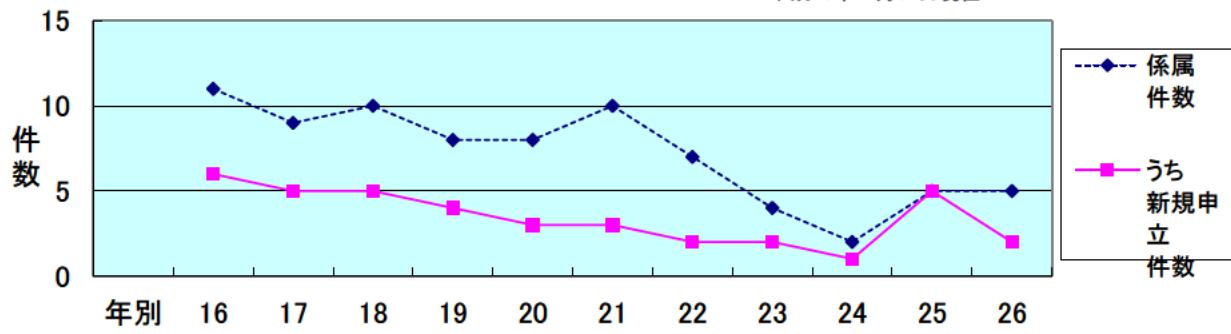


(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移

平成26年12月31日現在



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成26年12月31日現在

状 況		24	25	26			
係 属 状 況	前年からの繰越		1		3		
	新規申立		1	5	2		
	計		2	5	5		
	新 規 申 立	申 立 人	組 合	1	5	2	
			個 人				
			組合・個人				
		該 当 号	該	1			
				2		1	1
				3		1	
				4			
				1・2			1
				1・3		2	
				1・4			
				2・3	1	1	
				2・4			
				1・2・3			
				1・2・3・4			
		企 業 規 模	企 業 規 模	49人以下	1	2	1
50人～99人							
100人～499人					1	1	
500人～999人				1			
		1,000人以上		1			
終 結 状 況	移 送						
	取 下			2			
	和 解	関 与	1		3		
		無 関 与					
		小 計	1		3		
	命 令 決 定	全 部 救 済					
		一 部 救 済	1				
		棄 却					
		却 下					
		小 計	1				
終 結 計		2	2	3			
次 年 へ 繰 越			3	2			
終結事件平均処理日数		377.5日	48.5日	200.7日			

(第14表) 不当労働行為事件 一覧表

平成26年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結 状況
		従業員数										
25 1	運輸業、郵 便業	(4) 359	2 3	組合掲示板設置 団体交渉応諾 文書の手交及び揭示	H25.3.25	-	-	7	-	-	○三浦 △前出 △高林 (△川村)	係属中
		21,600										
25 2	医療・福祉 業	(135) 600	1 3	差別取扱の禁止 分会の組織、運営に対する 支配介入の禁止 仮処分申立てによる支配介 入の禁止 文書の手交及び揭示	H25.8.12	-	-	10	-	-	◎松本 (○森田) ○藤本 △金森 △西場	係属中
		166										
25 5	製造業	(2) 600	2	団交応諾 文書の手交及び揭示	H25.12.6	H26.11.25	355	8	-	-	○向山 (○村田) △吉川 △伊藤	関与 和解
		21										
26 1	建設業	(1) 650	1 2	団体交渉応諾 未払賃金の支払い 文書の手交及び揭示	H26.3.12	H26.7.30	141	5	-	-	○小西 △土森 △野呂	関与 和解
		5										
26 2	サービス 業	(1) 650	2	団体交渉応諾 文書の手交及び揭示	H26.5.12	H26.8.25	106	4	-	-	○三浦 △前出 △伊藤	関与 和解
		170										

※組合員数欄の()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

- 1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)
- 4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)